

# 奈良工業高等専門学校廃水管理規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

## (目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）から公共用水域に排出する廃水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条に定める排出基準以下に規制するために必要な廃水の管理について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- 二 「排出基準」とは、奈良県生活環境保全条例施行規則（平成9年奈良県規則第41号）第16条に規定する別表第1の基準をいう。
- 三 「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に規定する別表第2の有害物質をいう。
- 四 「生活排水」とは、し尿、ちゅう房・浴場・洗濯廃水、一般手洗水等、生活に伴って排出される廃水をいう。
- 五 「濃厚廃液」とは、実験、実習及び研究等の結果生じる有害物質廃液並びにそれに係る器具類等の第1回及び第2回の洗浄廃水をいう。
- 六 「実験洗浄廃水」とは、前項に規定する器具類等の第3回以降の洗浄廃水をいう。

## (統括廃水管理責任者)

第3条 本校の廃水管理を統括的に行うため、統括廃水管理責任者を置き、校長をもって充てる。

2 統括廃水管理責任者は、廃水管理責任者並びに水質管理センター管理責任者を指揮する。

## (副統括廃水管理責任者)

第4条 統括廃水管理責任者を補佐するため、副統括廃水管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

## (委員会)

第5条 統括廃水管理責任者の諮問に応じ、廃水管理に関する重要事項を審議するため、委員会を置く。

ただし、当分の間、本校運営会議をもってこれに代える。

## (廃水管理責任者)

第6条 本校の廃水管理に関する業務を分担して行うため、次に掲げるとおり、各施設ごとに廃水管理責任者を置く。

- 一 一般教科及び各学科廃水管理責任者 一般教科及び当該学科主任
- 二 図書館・総合情報センター廃水管理責任者 情報メディア教育センター長
- 三 課外教育施設廃水管理責任者 学生主事
- 四 学寮廃水管理責任者 寮務主事
- 五 事務室等管理部門廃水管理責任者 当該各課長

2 廃水管理責任者を補助するため、廃水管理責任者の補助者を別に定めることができる。

## (廃水管理責任者の任務)

第7条 廃水管理責任者の任務は、次のとおりとする。

- 一 生活廃水、濃厚廃液及び実験洗浄廃水の取扱いについて、教職員に周知させること。

- 二 教職員に対し、本校の水質管理センターの処理方式を理解させるとともに適正な廃水が排出されるよう指揮監督すること。
- 三 有害物質を含む薬品の種類及び数量を常時把握すること。
- 四 学生に対し、本規程を理解させるとともに、公害防止に関する理念を、教育を通して体得させること。
- 五 その他事故発生時における処理等、廃水管理に関する必要な事項。

(水質管理センター)

第8条 本校の水質管理センターは、生活廃水処理施設及び実験廃水処理施設をもって構成する。

(水質管理センターの管理)

第9条 水質管理センターに水質管理センター管理責任者（以下「センター管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

2 センター管理責任者は、統括廃水管理責任者の命を受け、水質管理センターの管理に関する必要な業務を行う。

3 統括廃水管理責任者は、別に専門的な学識を有する教職員を指名し、センター管理責任者の業務の一部を分掌させるものとする。

(センター管理責任者の任務)

第10条 センター管理責任者の任務は、次のとおりとする。

- 一 水質管理センターが常時完全な機能を発揮し得るよう必要な措置を講ずること。
- 二 水質管理センターから発生する余剰汚泥について、適法な処分を行うこと。
- 三 実験廃水処理施設に流入する実験洗浄廃水を分析し、稼働の指令を行うこと。
- 四 その他水質汚濁防止法に定められた遵守義務の遂行等、水質管理センターの管理上必要と認められる事項。

(教職員・学生の責務)

第11条 本校の教職員、学生は、本校構内において廃水を排出する場合は、廃水が排出基準に適合し、かつ、水質管理センターの機能を阻害することのないよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 生活排水及び実験洗浄廃水は、それぞれ指定の流し又は排水口に排出すること。
  - 二 濃厚廃液は、排出することなく、指定の容器に貯留すること。
  - 三 アルキル水銀化合物については、使用責任者が実験室内で処理し、廃水としないこと。
  - 四 実験室等において、前各号の取扱いを誤ったときは、直ちに廃水管理責任者に通報すること。
  - 五 排水管路等に異常を発見したときは、直ちに廃水管理責任者に通報すること。
- 2 前項第2号に規定する指定の容器は、別表第3の分別貯留区分により指定された容器とする。
  - 3 分別貯留容器の設置場所及び貯留廃液処分の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校廃水管理規則（昭和56年6月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表第 1

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.1 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン1 ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 リットルにつき1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	1 リットルにつき0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02 ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04 ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4 ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1 リットルにつき3 ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06 ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.1 ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる許容限度は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「検出されないこと」とは、前号の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 2 その他の汚染状態に係る排水基準

項目	許容限度	
	新設事業場	既設事業場
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均 120）	160（日間平均 120）
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	25（日間平均 20）	70（日間平均 50）
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上 8.66以下	5.8以上 8.6以下
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	90（日間平均 70）	100（日間平均 80）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	30	30
フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5	5
銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3	3
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5	5
溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10	10
溶解性マンガン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10	10
クロム含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2	2
弗素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	15	15
大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	日間平均 3,000	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	120（日間平均 60）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）	16（日間平均8）

### 備考

- この表に掲げる許容限度は、排水基準を定める省令第2条に規定する環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「新設事業場」とは次に掲げるものをいい、「既設事業場」とはそれ以外のものをいう。
  - 大和川水域（大和川及びこれに流入する公共用水域をいう。）に排出水を排出する污水等排出事業場であって、昭和47年1月1日以後に新たに設置されたもの（同日において既に着工

されていたものを除く。)をいう。

- (2) その他の水域に排水を排出する汚水等排出事業場であって、平成2年4月1日以後に新たに設置されたもの(同日において既に着工されていたものを除く。)をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である汚水等排出事業場に係る排水について適用する。ただし、歴史的風土保存区域又は風致地区内の新設事業場に係る排水については、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である場合についても、適用する。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素及びリンについての排水基準は、排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

## 別表第2

### 有害物質

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1・2-ジクロロエタン
14	1・1-ジクロロエチレン
15	シス-1・2-ジクロロエチレン
16	1・1・1-トリクロロエタン
17	1・1・2-トリクロロエタン
18	1・3-ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
21	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物

別表第3

濃厚廃液分別貯留区分

分別貯留分類		摘 要
A	有機系 可溶性	排出者（原点）において処理する。
B	有機系 不溶性	〃
C	無機系 シアン系	排出者（原点）において、分解できるものは分解する。
D	無機系 金属系 （重金属等）	有害汚染項目・生活汚染項目で有機水銀は除く
F	無機系 金属系 （有機水銀）	無機水銀に変えて金属系で貯留又は排出者（原点）において処理をする。
E	無機系 酸・アルカリ系	排出者（原点）において、中和できるものは中和する。
G	無機系 写真関係	現像・定着廃液

備考

- 1 濃厚廃液は上記区分別により各実験室等に貯留容器を設置し、これに貯留する。
- 2 貯留した濃厚廃液は、廃液処理業者により処理する。